

議案第3号

幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部 を改正する条例

幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「次項、第8条の3第4項及び第14条第2項第16号を除き、以下」を「以下この項、次条第1項から第3項まで及び第14条第2項において」に改め、同条第2項前段中「第14条第2項第16号」を「第15条第1項」に改め、同項後段中「次項、第8条の3第4項及び第14条第2項第16号を除き、以下」を「以下この項、次条第1項から第3項まで及び第14条第2項において」に、「第14条第2項第16号」を「第15条第1項」に改める。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第3項中「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第4項前段中「第14条第2項第16号に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「第15条第1項に規定する要介護者」に改め、同項後段中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。）」を削り、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に、「第14条第2項第16号に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「第15条第1項に規定する要介護者」に改める。

第14条第2項第15号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則

で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改め、同項第16号中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号、次条及び第15条の2において「要介護者」という。））」を「次条第1項に規定する要介護者」に改め、同項第17号中「3日」を「5日」に改める。

第15条第1項中「が要介護者」の次に「（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。））」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇の見直し及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備並びに夏季期間における特別休暇日数の拡大に係る所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。